

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

平成 27 年 10 月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成 25 年経済産業省令第 34 号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605 商局第 3 号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しているところ。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みの JIS の最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC 規格）に整合した JIS 等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際整合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 13 規格

		改正区分	基準数
JIS	{	採用済の JIS を、より新しい版の IEC 規格に整合した JIS に置き換えるもの	8
		未採用の JIS を、新たに採用するもの	2
JIS 以外	{	採用済の J 規格を、新たに制定する J 規格に置き換えるもの	1
		未採用の CISPR 規格に整合した J 規格を、新たに採用するもの	1
		採用済の J 規格を、より新しい版の CISPR 規格に整合した J 規格に置き換えるもの	1

3. 今後のスケジュール

改正：10月8日

施行：12月1日。ただし、施行から3年間は、なお置き換える前の JIS 規格又は別紙によることができるものとする。

なお、改正後の別表第十二表 2 中 J 55011（H27）の中心周波数 13.5 MHz、27.12 MHz、40.68 MHz 及び 40.46 MHz 又は 41.14 MHz を使用する高周波ウエルダーの放射妨害波の許容値に関する表 9 及び表 18 の規定は、この通達の適用の日から平成 32 年 6 月 10 日までは適用しない。